

標記争議ニ関シ暴行後労資休業届出ニ就テハ既報  
ノ如ク昨三十一日ヨリ二日間ニ亘リ會社側機本監査  
役、安田顧問弁護士、小泉元事務（株主）争議団体  
表土井直作、加藤兼太郎（以下ハ暴行事件ニテ送致  
セシ）身柄釈放セシ一任藤印作ト會社事務部ニ於  
テ争議圖搜出ノ案ニ付テ會見セシカ五ニ膠ノ探り合  
ニテ何等解決ノ曙光ヲ見ルニ至ラセシモ其状況左  
述ノ如ク

記

一、會見ノ内容

1. 第一日

(一) 自動車讓渡契約改正ニ関スル件

土井直作ヨリ、昨年十二月二十八日争議解決  
ノ際労資間ヨリ各三名宛ノ委員ヲ以テ協  
定セシ本年六月二十八日ノ案ヲ実行セシ  
ト主張セシカ會社側ハ、当時、責任者不在、  
為メ事實不明瞭ナラスレト申明シ尚調査ス  
ルト共ニ当時協定セシ意志ヲ尊重シ相当考  
慮スルコト、セリ

(二) 車輛更新ニ関スル件

機本監査役ヨリ「争議圖要亦ニ係ル車輛ヲ  
イトナツシユハ全体ノ意志ナルヤ」ト質問セシカ  
土井ヨリ「必シモ要求ノ車輛ニ限ラス他ノ車輛ニ  
テモ差支ナシト答ヘ、然ラハ新契約ニ基ク